



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

令和6年能登半島地震の影響で、しばらくの間、いまの会社で

実習や働くことができない人は、ほかの会社で働くための許可

(※) をもらうことができる特別な対応をしています

(※) 「資格外活動許可」といいます

【許可をもらうことができる人】

次のどちらにも当てはまる人が対象となります。

① 今回の地震で大きな被害を受けたところに住んでいて、働くための在留資格を持っている人

② 今回の地震が原因で、しばらくの間、いまの会社で働くことができないが、しばらく経ってから、いまの会社でまた働くことを予定している人

※ 「しばらくの間」とは、3か月を超えない期間です。

※ また、ほかの会社で働くことができる手続きをした人でも、元の会社の事情で、決められた期間が終わるまでに元の会社に戻ることができなかった人は、もう一度、ほかの会社で働くことができます。

【許可の内容】

1日に8時間まで働くことができます

【許可の期限】

働くことができるのは、許可をもらった日から3か月間です。

ただし、許可をもらってから3か月後の日が、在留期間の終わりの日を超える場合は、在留期間の終わりの日が期限です。

詳しいことは、出入国在留管理庁のホームページ

(https://www.moj.go.jp/isa/10_00182.html)を見てください。

